

# 9月定例議会の概要

## 一般会計や上下水道事業会計などの 令和4年度決算を中心に22議案を可決・認定・同意

9月定例議会を、8月28日から9月26日までの30日間の期間で開催しました。

まず、初日の8月28日には、市長から「令和5年度鈴鹿市一般会計補正予算(第4号)」など14件の議案が提出され、提案説明が行われました。

9月5日には、提出議案に対する質疑を行い、5日、6日、7日、8日、11日には、18名の議員が一般質問を行いました。

11日には、議案14件を各委員会に付託しました。また、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書」など4件の請願を各委員会に付託しました。

11日、13日、14日、21日には、各委員会で付託議案の審査などを行いました。

最終日の26日には、各委員長から付託議案について審査結果の報告があり、2名の議員が討論を行った後、採決の結果、議案14件はいずれも可決または認定しました。次に、請願について各委員長から審査結果の報告があり、採決の結果、請願4件はいずれも採択しました。続いて、委員会発議案4件の意見書案が提出され、提案説明の後、採決の結果、委員会発議

案4件はいずれも可決しました。次に、議会基本条例を検証し、さらなる議会改革に向けて調査研究することを目的に、7名の委員をもって構成する「議会改革特別委員会」の設置を決定し、委員の選任を行いました。また、市長から「人権擁護委員候補者の推薦同意について」など4件の議案が追加提出され、提案説明の後、採決の結果、議案4件はいずれも同意することに決定しました。

最後に、11月23日までを休会とすることを決定し、散会しました。



## 各委員会での主な議案審査状況

### 総務委員会



9月14日

議案第64号 鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

### 市長や職員などの損害賠償責任を一部免責

#### 【概要】

地方自治法の一部改正に基づき、善意でかつ重大な過失がない場合、市長や職員などの市に対する損害賠償責任の一部を免責する制度を導入するに当たり、必要な事項を定める条例を制定するもの。

#### 質疑

第2条第1項第1号から第4号に掲げる者(市長、副市長、教育長、消防長、上下水道事業管理者、職員など)以外で、損害賠償責任の一部免責の対象となる者はいるのか。

#### 答弁

上記の者が一般的であり、それ以外の者は今のところ考えにくい。